

## 1. 施設の概要

|                    |                                                            |
|--------------------|------------------------------------------------------------|
| 名 称                | 社会福祉法人 若竹会 飯塚保育園                                           |
| 所 在 地              | 福岡県飯塚市堀池131番地1                                             |
| 電 話 番 号            | 0948-22-8193                                               |
| 設置認可年月日            | 昭和58年4月1日                                                  |
| 園 長 氏 名            | 須堯 釈恵                                                      |
| 利 用 定 員            | 0歳児（3号認定） 9名<br>1・2歳児（3号認定） 29名<br>3・4・5歳児（2号認定） 46名 計 84名 |
| 特別保育の実施            | 延長保育、一時保育                                                  |
| 職 員 へ の<br>研修の実施状況 | 職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために、<br>全ての職員に実施                     |
| 嘱 託 医              | 医療法人洗心会 児嶋病院 ： 岩井敏郎                                        |
| 嘱 託 歯 科 医          | 医療法人社団誠友会 嶺歯科診療所 ： 永末尚敏                                    |
| 顧 問 弁 護 士          | 日野孝俊弁護士                                                    |

## 2. 施設の目的及び運営方針

本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

## 3. 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- （１）通常保育 第7条第1項に規定する時間において保育を提供する
- （２）延長保育 自主事業を含む
- （３）一時保育 自主事業を含む

4. 開所日・開所時間及び休園（所）日 （令和7年度予定）

|          |                              |                           |  |
|----------|------------------------------|---------------------------|--|
| 開 所 日    | 月曜日から土曜日まで                   |                           |  |
| 開 所 時 間  | 7 時 0 0 分から 1 8 時 3 0 分まで    |                           |  |
|          | 保育標準時間認定に係る保育時間              | 7 時 0 0 分から 1 8 時 0 0 分   |  |
| 延 長 時 間  | 保育短時間認定に係る保育時間               | 8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分   |  |
|          | 保育標準時間認定に係る保育時間              | 1 8 時 0 0 分から 1 8 時 3 0 分 |  |
|          | 保育短時間認定に係る保育時間               | 7 時 0 0 分から 8 時 3 0 分     |  |
| 休 園（所） 日 | 1 6 時 3 0 分から 1 8 時 3 0 分    |                           |  |
|          | 日祝日<br>1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日 |                           |  |

5. 職員体制 （令和7年4月1日現在）

| 理事長<br>園長 | 副園長 | 主任<br>保育士 | 保育士 | 保育<br>補助 | 栄養士 | 調理師 | 事務 | 嘱託医 | 嘱託<br>歯科医 | 計   |
|-----------|-----|-----------|-----|----------|-----|-----|----|-----|-----------|-----|
| 1名        | 1名  | 1名        | 14名 | 1名       | 1名  | 2名  | 1名 | 1名  | 1名        | 24名 |

※ 入所児童の人数に応じて変動することがあります

6. 昼食、おやつ

|                 | 朝のおやつ<br>9時15分 | 昼食<br>11時10分～12時10分 | 午後のおやつ<br>15時 |
|-----------------|----------------|---------------------|---------------|
| 3歳～5歳<br>(2号認定) | ——             | 完全給食<br>(主食・副食)     | 牛 乳<br>おやつ    |
| 2歳<br>(3号認定)    | 牛 乳<br>おやつ     | 完全給食<br>(主食・副食)     | 牛 乳<br>おやつ    |
| 0歳～1歳<br>(3号認定) | 牛 乳<br>おやつ     | 完全給食<br>(主食・副食)     | 牛 乳<br>おやつ    |

7. 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は、乳幼児が居住する自治体の市町村長の定めた額とする。

(2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

- ① 給食費 （3歳児以上） 6,500円
- ② 絵本代
- ③ スイミング代

④ 制服、体操服、帽子

⑤ アルバム代

上記のほかに、園外保育交通費等について、ご負担いただくことがあります。

また、保護者会から保護者会費の徴収があります。

### (3) 延長保育料

延長保育時間（18時00分～18時30分）

月額2,000円

連絡なく18時30分を過ぎた場合は10分300円が別途かかります。

やむを得ず18時30分を過ぎる場合は事前に連絡をいただき10分100円が別途かかります。

10分100円（一般保育で事前に連絡をいただき開所時間内の当日延長を希望する方）

連絡なく18時30分を過ぎた場合は10分300円がかかります。

## 8. 利用の終了について

本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき
- (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

## 9. 登降園について

- (1) 保育園への送迎は、保護者の皆様が責任をもって行ってください。  
保護者以外の方のお迎えのときは、事前に連絡してください。
- (2) 3歳～5歳は9時00分までに登園してください。  
0歳～2歳は9時30分までに登園してください。
- (3) 登園が遅くなるとき、欠席のときは9時30分までに連絡してください。
- (4) 保護者の方は必ず保育室の中まで入り、保育士にお子様を預けてください。
- (5) 登園時、保護者の方は登園降園管理システムにて、お子様の朝の体温、登園時間、送迎者の登録をお願いします。
- (6) 延長保育時には必ず保育室まで迎えにきてください。

## 10. 駐車場での注意事項

- (1) 車は正面玄関に駐車してください。乗降車の際は他の車に気をつけてください。
- (2) 送迎の際は、他の車の邪魔にならないように、又、近隣の民家に迷惑ならないようにしてください。
- (3) 車上狙いの恐れがありますので、車から離れるときは、必ず施錠してください。
- (4) 登降園時に駐車場で決して遊ばないようにしてください。

### 1 1. 緊急時における対応方法

- (1) 本園は、保育の提供を行っているときに、乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は乳幼児の主治医及び保護者に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 保育の提供による事故が発生した場合は、委託元市町村、乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (4) 乳幼児に対する保育の提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### 1 2. 非常災害対策

園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回避難及びその他必要な訓練を行うものとする。

### 1 3. 特別警報等

- (1) 開園前に気象庁より「特別警報」が発表された場合は閉園し、自宅での待機とします。
  - (2) 「特別警報」が解除された場合は、周辺を含めた安全確認後、開園します。
  - (3) 開園中に「特別警報」が発表された場合は、周辺状況を確認の上、降園が可能な場合は、直ちに保護者へ連絡をし、お迎えの依頼を行います。
  - (4) 飯塚市より避難準備情報の発表、避難勧告・避難指示発令が出た場合は、「特別警報」と同じく対応します。
- ※ 緊急時の対応や状況などは、ピピオのおしらせ配信にて連絡させていただきます。

### 1 4. 苦情・要望に関する相談窓口

- |             |       |         |                  |
|-------------|-------|---------|------------------|
| (1) 受付担当者   | 富永 麻里 | (主任保育士) | TEL 0948-22-8193 |
| (2) 相談解決担当者 | 須堯 釈恵 | (園長)    | TEL 0948-22-8193 |
| (3) 第三者委員   | 竹下 洋一 |         | TEL 0948-25-1833 |
|             | 田中 裕幸 |         | TEL 0948-25-0230 |

### 1 5. 保険に関する事項

本園では下記の保険に加入しています。

|           |                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 保 険 の 種 類 | 日本スポーツ振興センター災害共済給付<br>賠償責任保険                        |
| 保 険 の 内 容 | 保育中の災害等による負傷・障害・死亡などに対する給付<br>賠償責任、個人情報漏洩、O-157 補償等 |

#### ※ 損保ジャパン

保育園で怪我をした場合に備え、全園児加入しています。

#### ※ 日本スポーツ振興センター災害共済給付

保育園で怪我をした場合、医療費の一部を支給する制度です。もしものために全園児加入していただきます。

## 1 6. 給食について

|                         |                                                                                                                                                        |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>昼食・おやつ</p>           | <p>乳 児 : 月齢に合わせて離乳食を調理します<br/>粉ミルクはアイクレオを園で用意します</p> <p>3歳未満児 : 9時のおやつ、昼食、15時のおやつを園で用意します</p> <p>3歳以上児 : 昼食、15時のおやつを園で用意します</p> <p>おやつ : 毎日すべて手作りで</p> |
| <p>アレルギー等への<br/>対 応</p> | <p>各園児にあったアレルギー除去食を調理します</p> <p>アレルギー除去食対応については医師の診断書が必要です</p>                                                                                         |

## 1 7. 年間行事予定（令和7年度）

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 4 月  | 入園式、健康診断                                              |
| 5 月  | 歯科検診、尿検査                                              |
| 6 月  | 運動会（2～5歳児）                                            |
| 7 月  | 水遊び、子ども山笠（4～5歳児）、七夕誕生会、夏祭り（5歳児）                       |
| 8 月  | 水遊び、体操教室発表会（3～5歳児）                                    |
| 9 月  | 水遊び、希望個人面談、移行面談（0～2歳児移行者）、保育参観、保護者引渡訓練、社会科見学（5歳児）、尿検査 |
| 10 月 | 健康診断、ハロウィン誕生会、秋の遠足（0～3歳児）<br>幼年消防ふれあい祭り（4～5歳児）        |
| 11 月 | 生活発表会、移行（0～2歳児移行者）、歯科検診                               |
| 12 月 | クリスマス誕生会                                              |
| 1 月  | 希望個人面談、移行面談（0～2歳児移行者）                                 |
| 2 月  | 節分豆まき、保育参観、移行（0～2歳児移行者）<br>マラソン大会（3・4・5歳児）            |

|       |                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 月   | 体操教室発表会（3・4・5歳児）、思い出遠足、卒園式（5歳児）<br>ひな祭り誕生会、新年度説明会、進級式                                                                                                                                                               |
| 毎月の行事 | お誕生会、避難消火訓練、身体測定                                                                                                                                                                                                    |
| そ の 他 | 月2回：スイミング（3・4・5歳児）<br>月4回：体操教室（3・4・5歳児）、英会話（4・5歳児）<br>年1回：水害対策避難訓練、不審者対策避難訓練<br>年2回：健康診断、歯科検診、尿検査、保育参観<br>年3回：地震対策避難訓練<br>年6回：クッキング（4・5歳児）<br>地域の行事（子ども山笠）に参加します<br>小学校との交流事業、中学生職場体験事業を行っています<br>お天気がよければマラソンを行います |